# 生活保護の廃止から始める社会改革

2012年7月16日~2012年8月12日 「巷間哲学者の部屋」(Like\_an\_Arrow)

生活保護受給者の増加に歯止めがかかりません。2005年に100万世帯を突破したというニュースがあって、 そのことをこのブログにも書いた記憶がありますが、現在ではそれが145万世帯、200万人を超えています。 これにともなって、2005年には1兆9千億円だった生活保護予算が、今年は3兆7千億円までふくれあがってい る。7年間で倍増です。国の税収のほとんど1割近くが生活保護費として投入されていることになります。私 たちが支払っている5%の消費税のうち、おおよそ3割(1.5%分)が生活保護世帯に「貢がれて」いると考 えてもいい。いま野田政権は、消費税の増税に血道を上げていますが、いくら消費税率を上げたところで、 この先さらに増え続ける生活保護予算に食われてしまうことは火を見るより明らかです。

もしも財政の健全化や持続可能性ということを言うなら、まずはこの出血している患部の止血から始めな ければならない。生活保護制度をどのように見直して行くかということは、これからの政治の重要なテーマ ですが、私は制度の見直し云々よりも、いったん生活保護そのものを廃止してしまって、ゼロベースで制度 設計をやり直した方がいいのではないかと考えています。と言うのも、現在の生活保護制度は財政的に維持 不可能というだけでなく、社会保障制度として根本的に欠陥の多過ぎる制度だと思っているからです。例え ば、国民年金の最低額より生活保護費の方が高いという逆転現象がある(これでは真面目に年金を納めてい る人が不満を持つだけです)。また受給者は働くとその分給付が減らされてしまうので、勤労意欲を損なわ れるという問題もある(これがいったん受給者になると、そこから抜け出せないという悪循環を生んでいま す)。また最近話題になったように、近親者の扶養義務との関連というのも面倒な問題です(扶養義務を厳 格化すると、ますます少子化が進みます。子供を持つことのリスクが増すから)。もちろんその他にも不正 受給の問題があるし、逆に生活保護以下の水準で生活している世帯が数百万単位であるという問題もある。 多少の手直しでまともな制度に作り替えることが出来るとはとても思えないのです。

生活保護というのは、社会の生産性を低下させて、さらにはモラルをも破壊する、とても良くない制度で す。貰っている人にとっては後ろめたく、貰えない人にとっては恨めしく、貰う必要の無い人にとっては腹 立たしい、誰ひとり幸福にしないのが生活保護制度です。そんなものに3兆7千億もの税金を注ぎ込むなんて ことは正気の沙汰とは思えない。おそらくこれからの政界再編のなかで、生活保護は中心的な争点のひとつ になって行くでしょう。しかし、この問題は必要以上に私たちの倫理感情を刺激するテーマであることから、 まともな政策議論の土俵には乗りにくいという懸念もあります。そのことは、生活保護関連のニュースに対 するマスコミや一部政治家の反応を見れば想像がつくのです。とにかくこの問題を論じるに当たっては、す でに倫理的な色が付き過ぎている「生活保護」というものから、いったん視点をそらす必要があると思う。 これから私が書くのは、生活保護に代わる新しい生活保障制度の提案です。すでにこれについては以前の記 事で簡単なアイデアスケッチを描いていますが、今回はそれに肉付けして、具体的な政策提言としてまとめ ておこうというのです。この先を読んでいただく前に、こちらの過去記事に目を通しておいていただけると 助かります。(『これからの生活保障制度に関する私案』http://philosopher.cocolog-nifty.com/blog

/2011/05/post-e70a.html)

## 【1】インフラ整備にいくらかかるか?

基本的な考え方はシンプルです。国は国民に対する最低限の生活保障をするために、これまでのように現金を支給するのではなく、徹頭徹尾「現物支給」で対応するという方針に転換します。生活保護に現物支給を取り入れるというアイデアは、自民党や維新の会の綱領にも見られますが、ここで私が提案するのは、生活必需品の一部を配給券のようなもので支給するといった中途半端なやり方ではありません。支援を必要とするすべての世帯が入居出来る共同住宅を各地に建設して、衣食住のすべてに亘って必要なものを現物ベースで提供して行くという構想です。ですから原則として入居者に現金は支給されませんし、施設のなかで生活している限り、現金は必要無いということになります。ポイントは、ある程度まとまった数の世帯が共同で暮らすことで、経済的な規模のメリットが生まれるということと、施設運営のなかで発生する仕事を分業化することで、入居者に仕事を与えることが出来るようになるということです。このへんはすでに以前の記事でも説明していますし、細部の検討は後ほどすることにしたいと思いますが、とりあえず連載第1回目のテーマは(また長い連載になるのかな? 笑)、そのためのインフラ作りにどのくらいの費用がかかるのかという問題を取り上げます。もしも財政面での実現性が乏しければ、この構想自体が絵に描いた餅で終わってしまうからです。

現在の生活保護受給者は、145万世帯、200万人。仮にそのすべてが新しい共同住宅に入居するとした場合、どのくらいの数の施設を建築しなければならないでしょう? 分かりやすく、ひとつの施設に145世帯、200人が入居するとすれば、全国で1万棟の集合住宅を建てなければならない計算になります。全国にある公立の小学校が約2万2千校、中学校が1万校ですから、それに匹敵するくらいの数が必要になるということです。そう考えると、200万人という数がいかに膨大なものであるか分かりますね。いまの制度の下では、生活保護家庭はひっそり身を隠すように暮らしているのでそれほど目立たないけれども、実は町で見かける小学生や中学生と同じくらいありふれた存在だということです。それはともあれ、1万棟の集合住宅を建てるための建築費はどれくらいかかるのか? 145世帯を収容する建物といえば、かなり大型のマンション(ワンフロア15世帯で10階建てくらい)が想定されます。が、こちらはすべての居室を3LDKにする必要はなく、単身者用のワンルームと小規模世帯用の1Lまたは2Lが中心になりますから、建物自体は通常のアパートやマンションよりかなりコンパクトにまとまる筈です。さらに(私の構想では)風呂・トイレ・キッチンなどは、各居室でなく共用部分に設置されるので、この部分でも建築費を節約出来る。また堅牢で機能的な建物である必要はあっても、内装に凝る必要はないし、敷地の整備も最低限でいいので(それは入居者のための仕事として取っておきましょう)、そこでも費用を抑えられます。

調べてみると、鉄筋コンクリート造りのマンションを建てる場合、建築費の坪単価は70万円くらいが相場であるようです。仮に入居者ひとり当たりの居室部分の広さを6坪(約20平米)とすると、200人×6坪×70万円≒8億4千万円。そこに共用部分(食堂と厨房、広い浴室とトイレ、集中方式の冷暖房設備など)を含めても10億円程度で済むのではないか(かなりアバウトな見積もりです)。設計と規格をある程度標準化すれば、注文建築の(一品ものの)集合住宅よりもかなり坪単価を下げられるという期待もあります。もしも初年度で1万棟を一挙に建設するとしても(そんなことは実際にはあり得ませんが)、建築費としてかかる費用は10億円×1万棟=10兆円です。消費税5%が約12.5兆円の税収に相当するので、今回の税率改正で増える

税収分でお釣りが来る。これによって4兆円近い生活保護費を半分に圧縮出来るなら、5年間で元が取れてしまう計算です。消費増税を画策している野田政権と自民党は、増えた税収で公共事業を盛んにしたいのが本音のようです。10年間で200兆円なんて数字も聞こえて来る。政治家の利権と官僚の裁量権が増すだけで、どうせまた無駄な公共投資のオンパレードになるのだろう、そう思うと腹立たしい限りですが、もしもこのアイデアに出資してもらえるなら、私としては今回の消費増税に賛成してもいい。(笑)

施設の上物はこれで何とかなるとしても、問題は土地をどうするかですね。望ましいのは全国にある国有地を活用することです。但し、国有地には山林や僻地など人が生活するにはふさわしくない場所が多いのと、市街地にある場合はすでに公共施設や学校や公園などが作られていて、転用が難しいというのが実態です。仮に人里離れた山林のなかに大規模な集合施設を作って、そこに例えば1万世帯くらいを住まわせるなら、最も安上がりで済みますし、住民専用の学校や商業施設などを作ることで、生活基盤を整備することも出来るかも知れない。しかし、それはなるべく避けたいところです。何故なら、貧困世帯をそのように場所的に隔離することは、新たな差別を助長することにつながりますし、入居者の社会復帰という点でも不利だと思うからです。今回の私の提案には、とても大事な基本コンセプトがあります。それは貧困家庭の生活保障を社会のなかで開かれた制度として実現して行くということです。とにかく現行の生活保護制度はその閉鎖性が問題のおおもとです。この10年くらいで私たちが学んだことは、貧困というのは誰にとっても他人事ではなく、長い人生のなかでは誰もがその当事者になり得るということ、そして私たちの社会が高齢者や障害者と共生して行かなければならないように、貧困家庭とも共生して行かなければならないということです。あとでまた説明しますが、生活保障施設は地域のなかで一定の役割を担うことになります。そのためにはロケーション的にも地域に溶け込んだ立地であることが望ましい。ちょうど地域の小学校や中学校がそうであるように。

小学校や中学校と言えば、これを生活保障施設に転用するという考えもあります。いま全国的に、少子化で公立学校の統廃合が起こっていますが、その跡地を利用するというのは有望な選択肢です。また公務員住宅と併設してもいいし、市役所などの公共施設を建て替える際には、その上層階を充てるというアイデアもある。本来ならこの施設は敷地で農作物が作れるくらい広い土地を持っていることが望ましいのですが、都市部でそれは難しいでしょう。(学校の跡地なら運動場を農地に転用出来るかも知れません。)とにかくこれは、21世紀の日本にとって重要な社会インフラになるものですから、民間からの買い上げや寄付などの可能性も含めて、土地問題は何としても解決しなければならない。——ということで、これで今回の構想に必要な容れ物は出来たことにしましょう。問題は、ハードウェアの部分ではなく、それをどのように運営して行くか、そしてこの新制度をどのように国民に受け入れてもらうかというソフトウェアの部分です。次回からは論点をそちらに移して考えて行きます。

### 【2】施設内での労働と報酬について

現在の生活保護制度の何が一番の問題かと言えば、支給されるお金で最低限の生活は保障されても、受給者の「生きがい」に関しては何ひとつ保証されないという点ではないでしょうか。生活保護の問題をそんなふうに捉える人は少ないと思いますが、私の捉え方はそれです。民主党政権になってから、生活保護受給者が急増した背景には、若い勤労世代の人たちが広く制度を利用することになったという事情があります。不

景気でリストラされた派遣社員の人たち、なかなか定職に就くことの出来ない失業者の人たち、ひと昔前なら行政の窓口で門前払いされていたそうした「働ける人たち」が、派遣切りといった社会現象がマスコミに取り上げられるなかで生活保護の対象として認められることになった。いったん受給者になってしまえば、もう最低賃金で働く生活には戻れません。働いても生活保護で受け取っている以上の給料を稼ぐのは容易ではありませんし、働けば当然のことながら生活保護は打ち切られてしまうからです。こうして生活保護制度は、憲法が定める「勤労の権利と義務」を自ら否定するものとなってしまったのです。これは社会にとって損失になるだけではなく、勤労から疎外される受給者本人にとっても大きな損失となるものです。すなわち生きがいの喪失という損失です。

共同住宅をベースにした生活保障制度では、この点が違います。ここに入居する人たちは、その能力に応 じて働くことを義務付けられるからです。もちろん現在の生活保護受給者のなかには、高齢者や障害を持っ た人も多い訳ですから、重労働には耐えられないということも多いだろうと思います。が、ここでの仕事は、 派遣労働者を使い捨てる企業の仕事とは違います。8時間のフルタイム労働である必要はないし、顧客から のクレームにさらされるような仕事でもない。生活を共にする仲間たちのためのいわば家事労働に近い仕事 です。お年寄りから子供まで、200人からの入居者が生活して行くのですから、必要な仕事はいくらでもあ ります。現物支給された食材を調理して、200人分の食事を作るのは入居者の仕事です。過去に調理人とし て働いていた人がいれば、とても助かりますね。過去に経験が無くても、将来調理人になりたい人がここで 研鑽を積むというのもいいと思います。この施設は職業訓練の機会も提供するのです。高齢者が多いことか ら、介護のニーズも大きいでしょう。将来介護ヘルパーとして自立したい人にとっては、ちょうどいい訓練 の場になります。クルマが運転出来る人は、配給物資の運搬や通院が必要な人の送り迎えに活躍してもらい ましょう。ここで生活する子供たちが、将来再び貧困に陥らないよう、教育の機会も提供してあげたい。教 師や塾講師の経験がある人は、施設内で学習塾を開いてはどうでしょう。もちろんその他にも、館内の清掃、 風呂の準備、設備の保全、庭の手入れなど、施設の運営に欠かせない仕事はいくらでもある。入居者がそれ ぞれの特技を活かして仕事を分担して行く、それが基本的なルールです。構造改革派は好んで「自助」とい うコトバを口にしますが、彼らはそのための具体的な施策を示さない。私は構造改革派ではありませんが、 貧困世帯のための共同住宅は、「自助」というテーマに対するひとつの現実解になると思っています。

施設内の仕事が入居者の自助によって賄われると言っても、もちろん施設の運営そのものを入居者の自治に任せる訳ではありません。この施設の運営を、中央政府(たぶん厚生労働省)が直接担当するか、地方自治体に委託するかといったことは今後検討が必要ですが、行政の厳格な監督下に置かれることには変わりありません。専任の管理者が常駐するか、管理チームがその地区の複数の施設を巡回するかなどして、行政の主導によって入居者への仕事の割り振りや管理が行なわれることになります。もしも入居者のなかに、働けるのに働きたくない人がいたらどうするか? そういう人は退去させるか、または最初から入居を断るべきでしょうか? いや、この施設は生活保護に代わる最後のセーフティネットなのですから、そうした選別はすべきではありません。もしも同居人のなかに、よく働く人とほとんど働かない人がいたら、働く人から不満が出るのは当然です。でも、そうした不公平を是正する仕組みも用意してあります。ここでの仕事には(少ないながらも)報酬が出るのです。もちろん企業で働く時のような金額は出せません。時給にして200円くらいが妥当なところでしょうか。これは1日8時間、月に25日間働いて、5万円になる程度の金額です。国が定めた最低賃金以下ですが、これは賃金として支払われるものではなく、「自立支度金」という名目で支払

われるものなので、最低賃金法には抵触しません。実はこの部分のアイデアが私の政策提言のセールスポイントなので、少々細かいルールになりますが、もう少し説明しておきます。

ポイントは、施設内の労働に対して支払われる報酬は、そのまま本人に現金で渡される訳ではないという ことです。それは行政が管理する本人名義の銀行口座にプールされるのです。働いた本人のお金であるには 違いないのですが、本人が自由に使えるようなお金ではないということです。では一体いつそれを使えるの か? 施設を出て自活を始める時に使えるのです。共同住宅に入居するためには、生活保護と同様、資産を 持っていないことが条件になります。しかし、ここで生活しながら働けば、自分の口座に少しずつお金が貯 まって行く。それで部屋を借り、家財道具を揃えて、自立するという途が用意されているということです。 口座に貯められる自立支度金の額には上限を設けます。最高50万円までとしましょう(以前の記事では100 万円としていましたが、それでは多過ぎる気がします)。50万円あれば、部屋を借りて、最低限の生活用品 を揃えて、引っ越しまで出来ると思います。もしも勤労者が二人いる世帯なら、最高100万円の自立支度金 になる訳で、子供がいたとしても自立には十分な額です。もしも個人口座に50万円が貯まったら、すぐに施 設を追い出される訳ではありません。自立するためには、支度金を貯めるだけではなく、定収入を得られる 仕事を持つ必要があります。その条件が整わないうちに施設を追い出されても、50万円を使い果たした時点 でまた施設に舞い戻って来てしまうだけでしょう。だから自立支度金が限度額まで貯まっても、施設に居続 けることは出来るものとします。但し、これ以降いくら施設内で働いても、それはタダ働きになってしまい ます。(そのことで勤労意欲を失ってしまうという問題については、また後で考えます。) 厳しいルール のようですが、これは仕方がありません。施設に10年間入居して、500万円貯めて出て行ったなんていう前 例を作る訳にはいきません。ここで支払われる報酬は、もとは国民の税金なのですから。

生活保障制度を設計するに当たって重要なことは、働く能力を持った人をいかにスムーズに社会復帰させられるか、その道筋を描くことだと思います(生活保護がダメなのもその点です)。以前の記事でも、共同住宅に入居しながら外部の民間企業に〈通勤〉することを奨励していましたが、これは自立のための第一歩として大事なことです。企業に就職出来た人は、(いくらこの施設の居心地が良くても)自立する方向で努力してもらわなければならない。そうでなければ、全国1万ヶ所の施設がすぐにパンクしてしまうでしょうから。ただそのためには、施設としても就労を支援する仕組みを作っておかなければなりません。とても有能で、入居者からも人気のある調理人だったとしても、外部の飲食店に就職が決まれば、気持ちよく送り出してあげましょう。また就職による自立に際して、本人が口座に自立支度金を十分貯めていない場合には、最長2ヶ月間は施設からの通勤を許可するといった特例も設ける必要があります。問題は、就職は決まったけれども、そこで得られる給料が自立するために十分な金額に達していないといった場合です。日本では最低賃金が法律で決められていますから、フルタイムの従事者であれば給料だけで生活して行ける筈ですが、現実にはそうでない場合も多いでしょう。高齢者や身体の弱い人など、短いパートタイムで働きたいという人も多いと思います。彼らは現金収入を持っているので、もしも施設からの通勤が許されるとすれば、施設内の労働を免除される上に自由に使える現金を持つという〈特権階級〉になってしまう。これは施設内で働いている入居者から見て面白くありません。

この問題は、自立するためには少な過ぎる金額しか貰っていない年金受給者についても当てはまります。 現在の生活保護制度には、賃金収入や年金収入があっても、それが一定の基準に満たない場合は、不足分を 生活保護費として補うという仕組みがあります。共同住宅という制度のなかで、これと同等の仕組みをどのように実現するかという問題があるのです。これはしかし解決が難しい問題ではありません。現金収入のうちの一定の割合を施設が入居費として徴収すればいいのです。地域によって生活保障の対象となる最低収入は異なると思いますが、徴収する比率は全国一律で構いません。例えばそれを70%としましょう。夫婦ふたりで国民年金を月に8万円受け取っている世帯が、生活保護費として月に7万円支給されていたとします。生活保護が廃止された後、この夫婦が共同住宅に入居した場合、7万円の生活保護費の支給が無くなる上に、8万円の年金の7割(5万6千円)を施設に徴収されてしまいます。その代わり、冷暖房付きの2部屋ある居室と3度の食事、その他生活に必要な一切のものが保障されるのです。しかも徴収された残り(2万4千円)は毎月の小遣いとしてキープ出来るとなれば、他の収入を持たない入居者から見れば、羨ましいような境遇です。でも、だからと言って彼らが妬まれる筋合いはありません、彼らが毎月納める5万6千円の〈上納金〉は、施設の運営費に加算され、そこでの生活の質を高めるために使われるのですから。これはすべての入居者にとって歓迎すべきことです。パートタイムで近所のスーパーに働きに出る人も、貰った給料の7割を施設に納めなければなりません。この人には施設内の仕事を手伝えないという負い目があるかも知れませんが、自分の稼ぎで施設運用を助けているということで、その負い目は相殺されるでしょう。もちろん働くのが好きな人は、施設の仕事と外の仕事を掛け持ちでこなしてもいいのです。

最近、国民年金への加入率が下がっているそうです。将来の生活保護受給を当てにして、若い人が年金を払わないという事態が発生しているのです。これこそ明らかに生活保護制度の欠陥だと思うのですが、共同住宅による生活保障が実現すれば、こういう事態も解消されるのではないかと思います。若い時から年金に加入しておけば、老後、不幸にして共同住宅に入居することになったとしても、そのなかで(多少は)リッチな生活が送れるという目算が働くからです。もちろん国民年金の最低額より生活保護費の方が高いという、理不尽な逆転現象も無くなります。施設の運営に関わる内部の仕事と、入居者の自立につながる施設外の仕事の割合をどうバランスを取るかということは、この制度を持続可能な社会保障制度にしていくために重要なテーマです。そのバランスを調整するためのファクターとして、いま説明した現金収入に対する上納金の割合と、もうひとつ入居者が毎月受け取る「小遣い」の額を変動させるというアイデアがあります。いくら最低生活保障のための共同住宅とは言え、日常で使える小遣いがまったく無いのでは生きている楽しみが無い。当然、一定の範囲で入居者には小遣いが支給されるのですが、施設内の労働報酬の一部をその小遣いに上乗せすることが出来るというルールを追加してはどうだろう? それがあれば、下ろす当てのない自立支度金が満額まで貯まっている人でも、施設内の労働に対してモチベーションを持ち続けることが出来るのではないか? 次回はこのアイデアも含め、施設運営にまつわるお金の問題をもう少し考えて行くことにしましょう。

#### 【3】財政面から見た共同住宅の現実性

いくら生活保障を現物支給に切り替えると言っても、お金とまったく無縁の生活というのは、今の時代考えられません。しかし、入居者に現金を渡すことには、いろいろと問題があります。いわゆる「貧困ビジネス」のようなものに狙われる危険性がありますし、小遣いをすべてギャンブルに費やしてしまう可能性もある(生活保障を受けている人がギャンブルをしてはいけないのかという議論もありますが)。逆に小遣いをコツコツ貯めて、許される限度以上の隠し財産を築いてしまう人も出て来るでしょう。これらの問題に対す

る対策として、現金ではなく有効期限のある商品券のようなもので小遣いを渡すというアイデアを以前の記事で書きました。理論的にはそれが正解だと今でも思いますが、今回の記事の目的は現実的な政策提言をすることですから、ここはシンプルなやり方に変更しようと思います。入居者向けの商品券なんて面倒なものは作らない、現金で小遣いを渡すことにします。但し、厳しい財政から拠出するのですから、大きな金額は出せません。18歳以上の入居者ひとりに対して、一律月額5千円という金額でどうでしょう。たとえ寝たきりのお年寄りであっても、毎月5千円のお小遣いを受け取れるということです(寝たきりの高齢者をこの施設に入れるかという問題もありますが)。これが基本です。それ以外にも入居者が独自の収入源を持っているなら(国民年金や障害年金やアルバイト料や印税収入といったような)、そこから70%を入居費として控除された残りが、入居者が自由に使えるお金ということになります。この点については前回すでに説明しましたね。

入居者のなかにも経済格差(小遣い金額の格差)が生じますが、これは仕方がありません。ただ、年金や アルバイト料などの〈副収入〉を持たない人でも、小遣いを増やす方法はあります。施設内の労働に対する 報酬は「自立支度金」として積み立てられると書きましたが、その一部を現金で受け取れるオプションを作 るのです。本人の希望により、報酬額の最大3割までなら現金で受け取れるものとしましょう。(私がここ で3割だとか5千円だとかいう数字を出しているのは感覚的なものなので、実際の制度設計に当たってはもっ と厳密な検討が必要になります。) ポイントは施設内で働く人と、施設外に働きに出る人のあいだで公平 感が保たれるようにすることです。施設内での労働に対する月額報酬額の上限は5万円ということにしまし た (ここでは時間外手当はありませんから)。するとそこから最高1万5千円 (3割)までは現金で受け取れ ることになります。基本の5千円と合わせて2万円が月の小遣いということになる。一方、施設外で働いて月 に10万円のアルバイト収入がある人は、7万円を入居費として納めた残りの3万円が自由に使えるお金になる。 基本の5千円と合わせて3万5千円が小遣いになります。一見両者には格差があるように見えますが、前者は 小遣いの2万円以外に3万5千円を自立支度金として積み立てている訳で、そう考えればどちらがより優遇さ れているとは言えないと思います。この施設に入居する人は、最初は施設内の労働に従事して自立支度金を 貯め、それが限度額に達する前に徐々にアルバイトやパートに切り替えて行き、最後にその企業に社員とし て採用されて(契約社員や派遣社員でも構いません)、施設を円満退所するというのが理想的な流れになる だろうと思います。それを期待してお金の設計もする訳です。

自立支度金が限度額(50万円)に達してしまった人は、それ以上施設の中で働いてもわずかな小遣い銭にしかなりませんから(実質的な時給は、200円の3割で60円です!)、そこで勤労意欲を失ってしまうかも知れません。ただ、切り捨てられる賃金(最高3万5千円)の一部は施設の運営費に組み入れられ、そこで暮らす人々の生活向上に役立てられるということにすれば、まったく働き甲斐がなくなってしまう訳でもありません。それは共同体にとって二重に意味のある労働になるのです。つまり労働を通して施設の運営に直接寄与するだけでなく、経済的な支援にもなるということです。入居者のなかには、このように貧しい人たちが互助的に支え合う共同体が気に入ってしまって、ここに居ついてしまう人も出て来るかも知れません。私はこの共同住宅を、新しいコミュニティ社会の核となるものと位置付けたいのですが、その理想に近づけば近づくほど、入居者の「定着率」は高くなってしまうことも考えられます。しかし、そのことを問題視する必要はありません。これから社会の高齢化が進むに従い、入居者の高齢者比率もどんどん高くなって行くと予想されます。そんななかで、バリバリ働ける現役世代の人が施設に留まってくれることは歓迎すべきことな

のです。一方、自立支度金を貯める必要が無く、施設内の労働時間も少ない高齢者にとっては、この施設は持っている収入の7割を支払うことで入居出来る老人ホームのようなものとなります。現在、少ない年金収入しか持たないお年寄りが、個室のある老人ホームに入ることはなかなか難しいと思いますが、ここなら条件さえ揃えば誰でもすぐに入居出来るのです。最近問題になっている孤独死ということに対する制度上の予防線にもなります。

問題は、それが現在の生活保護制度と比べて、経済的に安上がりで済み、また将来的にも持続可能な制度 として成立し得るのかということです。それを確認するために簡単な試算をしてみましょう。施設の建築費 に関しては第1回目の連載で見積もりました。そこで必要になる10兆円という金額は、今回の計算からは除 外します。あくまで運用費としてかかる部分の費用を比較します。現在の生活保護予算は3.7兆円、受給者 は200万人ですから、ひとり当たりの年間経費は185万円、月当たり15万4千円くらいになります。ひとり当 たりの運用費がそれ以下で済めば、とりあえず新制度の財政面での実現性は確認出来たものと考えていいで しょう。共同住宅でかかる主な費用の費目は、食費(食材費)、光熱水費、通信費、設備の補修費や什器の 購入費、それに入居者に支払う賃金(自立支度金)と娯楽費(小遣い)といったところでしょうか。食材費 は多く見積もってもひとり1日千円、月に3万円も見れば十分でしょう。光熱水費と通信費は合わせて、ひと り当たり1万5千円くらい(通信費には個人持ちの携帯電話料金や公衆電話代は含みません)。補修費や什器 購入費、その他の雑費は読みにくいところですが、とりあえずひとり1万円ということにしときましょう(毎 度のことですが、全然試算になってませんね。笑)。ここまでで5万5千円。それに娯楽費が一律5千円です から、合計6万円。難しいのは施設内の労働に対して支払う賃金です。これは最高額が月に5万円と言っても、 入居者全員がフルタイム労働をする訳ではないので(高齢者や子供、それに外部に働きに出る人もいるから)、 平均して2万5千円も見ておけばいいと思います。これでひとり当たり8万5千円という見積り額が出ました。 現行の生活保護制度と比べて、はるかに安い金額で収まります。さらに入居者が受給している年金やアルバ イト収入の7割が運営費に加算されるのですから、財政面ではとても余裕があると言えそうです。

と、ここまで書いて、あわてて付け加えておくべきことがあります。それは現在の生活保護予算の半分近くは、医療費として支出されているという事実です。ひとり当たり15万円強の生活保護費のうち、7万円以上が医療費で占められているのです。これは驚くべきことです。生活保護を受けている人のなかには高齢者や病気がちの人が多いとは言え、果たしてこの金額は妥当なものなのだろうか? よく指摘されるように、生活保護受給者は医療費が無料であることから、必要以上に頻繁に医者にかかっているという事実があるのかも知れません。それはそうでしょう、時間はあるのにお金が無いという境遇の人にとっては、医者に行くことだって数少ない娯楽のひとつでしょうから。おそらく医療機関にとっても、安定した診療費収入の見込める生活保護受給者は良いお客さんだという持ちつ持たれつの関係が出来ているのだろうと思います。そのことをけしからんと言っても始まりません。むしろこれも制度設計の欠陥であると見るべきです。共同住宅の入居者にとっても、医療費は無料であることが前提ですが、現在のように外部の医療機関を自由に受診出来る仕組みは見直すべきでしょう。定期的に担当医が回診に来て、そこで診察と簡単な薬の処方を行なえるようにする。外部の医療機関の受診が必要かどうかも担当医が判断します。もちろん病気によっては定期的な通院や入院が必要な場合もありますし、そこでの医療費も生活保障の一端として支出する必要がある訳ですが、可能な限り在宅医療で、すなわち施設での看護で対応したいところです。将来的には入院設備も備えた複合的な機能を持つ共同住宅の建設ということも視野に入れます。

増大する医療費の問題は、年金や生活保護と並んでこれからの政治にとって最重要なテーマです。国の医療費負担が大きくなっている背景には、高齢者や生活保護受給者の気軽な通院ということ以上に、「社会的入院」と呼ばれる長期入院患者の増加があります。例えば精神科医院への入院ということで言えば、日本は先進国のなかでも圧倒的に1回当たりの入院日数が長いのです。そこには家族や地域社会が、退院して来た患者を受け入れられないという現実があるのでしょう。よろしい、それならば私たちのこの共同住宅でそうした患者さんも受け入れようじゃありませんか…と声高に言うことはしませんが、地域社会に根ざしたコミュニティが有効に機能し始めれば、社会的入院といったものは自然に減って行くのではないかと思う訳です。生活保護費や医療費が財政を圧迫している背景には、経済格差の拡大や少子高齢化の進行ということだけでなく、社会のなかから健全なコミュニティ機能が失われてしまったことがあるのではないかと私は思っています。コミュニティの復活ということは、多くの人が課題として共通に認識していることであり、そのためにいろいろな取り組みもされている筈ですが、それを大きな社会的運動にまで起爆して行くためには、そのための原動力と言うか、共通の情念のようなものが必要ではないかと思うのです。現代の市場万能主義の社会のなかで疎外され、貧困に追いやられた人々の怒りの連帯こそ、次世代のコミュニティ形成の核となり得るものではないか。そんな言い方をすると過激思想と受け止められてしまうでしょうか。

話がいささか脱線しました。以上の大雑把な考察からだけでも、生活保障のための共同住宅構想が、生活 保護と比較して財政的にも有利なものであることは説明出来たのではないかと思います。しかし、私が強調 したかったのは、単年度の予算を比べての優劣ではありません。生活保護では受給者が固定される傾向にあ るのに対し、共同住宅では入居してから再び自立するまでの道筋を示すことが出来、そのための強力なサポ ート体制が整っている、その違いが大きいと言いたいのです。これから社会の高齢化が進むにつれ、生活保 護世帯は増えこそすれ減ることはないでしょう。若い世代のなかにも無年金の生活保護予備軍がたくさん控 えています。200万人という数字を基準に制度を設計しても、すぐに限界に来てしまうことは明らかです。 生活保障のための共同住宅は、人の出入りの激しい場所になるだろうと思っています。生活保護と比べて入 居のための資格審査は緩いし、(私の考えでは)入居に対する心理的抵抗も小さいと思われるからです。例 えば、自立支度金を50万円貯めた人が、アパートを借りて自活を始めたけれども、仕事が続かず半年後には 施設に戻って来てしまったとする。まったく構いません。そのチャレンジ自体が価値あることだし、少なく とも半年分の生活保障費を節約することには役立った訳ですから。ここでは入居や退去のための引っ越し費 用だってかかりません。それも施設が提供するサービスメニューに含まれているからです(引っ越しの手伝 いも既存の入居者が行なう仕事のひとつで、規定の賃金が支払われるのです)。現在の日本には、生活保護 水準以下で生活する貧しい世帯が数百万の単位で存在しています。その人たちが生活保護になだれ込んで来 ることを行政は恐れている筈です。共同住宅はむしろそういった人たちが気軽に利用出来る施設を目指すの です。さて、次回はこの施設への入居資格や入居後の制約事項などについてもう少し考えてみます。

#### 【4】生活保障を受けるための条件について

果たしてこのような施設が日本全国に出来たとしたら、そこへ入居する人はどのくらいの数になるでしょう? もしも現在の生活保護世帯がそのまま共同住宅に移ったとしたら、とりあえず145万世帯、200万人の人がそこに住むことになります。が、おそらく全員は移らないのではないかという気がします。生活保護と

いうのは、いったん受給を認められれば毎月決まった額の現金を貰えるというたいへん嬉しい制度ですが、共同住宅の方はそれと比べるとずっと魅力に乏しい。基本的な衣食住は保障されているとは言え、入居者には原則として施設内での労働が義務付けられる上に、自由になる現金もほとんど持てない生活を強いられるからです。しかし、この制度の導入後は、従来の生活保護制度は廃止される訳で、本当に生活保障を必要としている人たちは共同住宅に移らざるを得なくなります。つまり、ここで現行の生活保護受給世帯がいったんふるいにかけられることになるのです。これは大事なポイントです。もちろん不正受給をしているような人たちは、真っ先にふるいにかけられてしまうでしょう。生活保護以外にも現金収入を持っていて、生活費の一部を生活保護で穴埋めしている人たちにとっては考えどころです。現金収入の一部(一応、7割としました)を納めれば、そこに入居することは出来ます。でも、それはこれまでの自由気儘な生活と訣別することを意味します。どちらを選択するかは本人次第です。乏しい収入でも自活する道を選ぶ人も多いだろうと思います。もちろん、いったん決意したものの、やはり自活は難しいということになれば、施設はいつでもその人の入居を歓迎します。

この施設に入居するためには、行政の資格審査を経なければなりません。それは現行の生活保護制度でも 同じです。ただ、審査の基準は生活保護よりもだいぶ緩いものとなります。資産の制限について言えば、現 行の生活保護は数万円以上の現預金を持っていると受給は難しいようですが(それを使い果たしてから申請 するよう指導されるそうです)、共同住宅の方は50万円までなら現金を所持していても問題ありません。但 し、それは最初から自立支度金として専用の口座に預けられることになります。つまり、ここではひとり50 万円という制限内で資産(自立支度金)を合法的に保有することが出来るということです。ですから、例え ば年金収入やアルバイト収入を持っている人も、この50万円の枠を利用して貯蓄が出来るものとしましょう (但し、それは自分の手に残る3割分から積み立てるもので、しかも退去時にしか引き出せません)。また ここでは生活保護のように、親や子や兄弟が資産や収入を調査されるといったようなこともありません。生 活保障の審査対象は、あくまで本人および本人と生活を共にする家族に限られますから、その他の親族に気 をつかう必要は無いのです。家財道具などの現物資産に関しては、施設の居室に無理なく持ち込める範囲で なら所有が認められます。それは将来の自立の際にも必要なものですから。携帯電話や個人名義の固定電話 も持ち込むことが出来ますが、料金の支払いは個人の負担になります。ひとり1台、自転車の所有もオーケ ーです。自動車の所有は原則禁止ですが、これはこのあとすぐに説明する「資産の預かり制度」を利用すれ ば、手放さずに済みます。宝石や貴金属のような換金性の高い資産も同じです。難しいのはペットの持ち込 みをどうするかですね。常識的に考えて、それは許可出来ないような気がしますが、可愛がっていたペット と別れがたくて、生活保障から漏れてしまう人が出たのではまずい。とりあえず何軒かに1軒くらいの割合 で、ペット可の施設を作ることでどうでしょう。

問題は土地や家屋を持っている人の扱いをどうするかです。現在でも、現金は無いのに家を持っているために生活保護を受給出来ないというケースは多くあるようです。自治体によっては、不動産を担保に生活費を貸し付けるリバースモーゲージという制度を設けているところもあります(これは生活保護のような公的扶助制度とは別物と考えるべきものです)。共同住宅でもこれと似た制度を採用します。それが資産の預かり制度です。つまり、入居に当たって、本人が所有する不動産を行政が預かって管理するのです。これは退去時に返還されることになりますが、もちろん無条件に返還される訳ではありません。入居期間中にかかった生活費(1か月6万円とします)の合計またはその時点での不動産の評価額のどちらか少ない方を支払えば、

資産を請け出すことが出来るのです。これは宝石や貴金属、自動車などの現物資産についても適用されます。 ふつう、施設に入居した人が資産を請け出すお金を持てる筈はありませんから、この制度は無意味だと思われるかも知れません。しかし、現物資産を所有しているが故に生活保障を申請出来ない人というのは、その資産を手放すこと自体に心理的抵抗がある訳ですから、その救済策としては有効ではないかと思うのです。 行政に抵当権は設定されてしまうけれども、所有権は手放さずに済むのですから。本当に退去時に請け出したいのなら、ローンを組むことだって出来ます。それだったら最初から資産は子や孫に譲ってしまい、身軽になってから共同住宅に入居した方が合理的ですね。相続する資産があるような金持ちが、共同住宅に入居していいのかという疑問はあると思いますが、この制度では入居時の個人資産しか見ませんから、これは合法です。まあ、ある程度のまとまった資産と相続人を持っている人は、ふつう共同住宅には入って来ないだろうと思いますが。

入居のためには資産制限だけでなく、収入制限も当然あります。これは現在の生活保護でも同じだと思いますが、世帯構成や地域によってその金額は異なって来ます。その限度額を決めるのは今回の記事の守備範囲ではありません。例えば都内の施設に入居する独身者なら、月の収入が12万円未満なら資格があるのに対し、地方ではそれが10万円になるといったイメージです。いずれにしても、その境界線はさほど重要なものではありません。生活保護と違って、それが天国と地獄を分けるようなものではないからです。月に12万円の手取り収入を持っている人は、8万4千円(7割)を払えば施設に入居出来ます。要するに、その金額で3食・個室付き(但し風呂とトイレは共同)の独身寮に入居したのと変わらない。これはそんなに魅力的な選択肢でもないでしょう。むしろ収入による入居制限ということは、別の観点から必要になるかも知れません。共同住宅に入居を希望する人は、現在の居住地以外の地域の施設を希望することも出来ます。施設は日本全国どこにもありますから、部屋の空きさえあれば、どこに住むのも自由です。ただ、それぞれの施設のあいだで、労働力や運営予算に偏りが出るのは問題があります。ある施設では寝たきりの老人ばかり多くて、施設内の働き手がほとんどいないというのでは困る。またある施設では年金収入が多い人が多く、そこに入れば食事も豪華らしいという噂が立って、施設間の格差を助長するのも良くない。このバランスを取るためには、入居者の年齢や収入を見て、行政がある程度入居者を振り分けることも必要になります。基本はなるべく本人の希望に沿ったかたちで入居施設を割り当てるのですが、希望に沿えない場合もあるということです。

次に入居後の資産形成についてです。すでに何度も説明しているとおり、ここでは自立支度金というかたちで預金をすることが出来ますし、またそれが奨励されてもいます。が、それ以外の資産を貯め込むことは基本的に禁止です。もちろん年金や労働賃金などで一時的に現金を手にすることはある訳ですが、それは個人の生活費(娯楽費や交通費や電話代など)として持つことが出来るお金であって、そこから(自立支度金以外の)貯金をすることは許されていないのです。つまりタンス預金はダメということです。理由はいくつかあります。①この施設は最低限の生活保障をするためのものであり、収入の7割を入居費として払った上に、さらに貯蓄をするほどの余裕を持った人なら、そもそもこの施設に居るべきではないということ。②入居者のタンス預金を黙認してしまうと、施設を出て自立することに対するモチベーションが低下してしまい、自立支援という施設本来の機能が失われてしまうこと。③入居者のあいだの資産格差が大きくなり過ぎると、コミュニティのなかでの公平感が保てなくなるということ(ある入居者は毎年家族で海外旅行に行く、なんていうのはやはりまずいでしょう。夫婦なら100万円までの自立支度金を貯められますから、施設を退去した後でゆっくり旅行に行けばいいのです)。要するに「隠し資産」というものは、施設の運営上も規律上も

よろしくない影響を与える可能性があるので禁止したいということなのですが、いかがでしょう?

自立支度金以外に所持してもいい現金の上限を10万円とするなら、それ以上の所持金は没収の対象となり ます。または没収に応じられないなら、施設を退去するという選択肢もあります。(例えば高額の宝くじが 当たった場合などは、賞金がいきなり没収される訳ではなく、そのお金を持って退去するくらいの時間的猶 予は与えられるということです。) もしも現金をすでに現物資産に代えてしまったあとだったら、預かり 資産として差し出していただきましょう。すでに遊興費として使い果たしてしまったあとだったら、もう仕 方がありません。実際問題として、入居者のタンス預金を調査することは不可能ですし、行政としてそれを 摘発することに労力をかけることはしません。共同生活を送る施設というものの性質上、ふだんの生活が不 自然に奢侈であったりすれば、他の入居者にそれと気付かれる筈ですし、また気付かれない程度の贅沢なら 別に黙認しても実害はないのです。宝くじが当たったにせよ、倹約して貯金したにせよ、ある程度のまとま った資産を持った人は、やがてこの施設を出て行くことでしょう。それは厳密な意味で自立とは言えないか も知れませんが、国の生活保障から抜けるということでは歓迎すべきことです。共同住宅制度が始まると、 この制度を利用していろいろ悪知恵を働かせる人も出て来ると思います。例えば、施設に1年間入居して、 数十万円のお金を貯めたあと、物価の安い国に行ってそこで半年くらい遊んで暮らすとか。若いうちなら、 それを繰り返すのもなかなか面白い生き方だという気がします。自立支度金をそんなふうに使われるのは制 度の主旨には反しますが、もとは本人が労働の対価として稼いだお金ですし、そこは大目に見ましょう。む しろこの制度は、人々に多様な生き方の選択肢を与えるというプラスの面も持っている、そんなふうに捉え ていただければ制度設計者としては本望です。

多様な生き方と言えば、ここでの生活上の規則についてもひと言ふれておく必要があります。以前の記事 では、共同住宅に入居した人は、一切のギャンブルも禁止と厳しいことを書きましたが、これも小遣いを商 品券でなく現金で渡すことに決めた以上、撤回せざるを得ません。競馬やパチンコにはまっている人は、生 活保障を受けている身の上だからと言って、それをきっぱり止められるものでもないでしょう。どうせやる なら大いに勝っていただいて、大金を稼いで施設を出て行くなり、仲間の入居者に余禄をふるまうなりして いただきたいものです。二十歳以上の入居者であれば、居酒屋に行くのも、施設の中で酒を飲むのも自由で す(もちろん小遣いの範囲内で)。先ほど海外旅行は違和感があるというようなことを書きましたが、ひと り10万円までの現金所持は合法ですから、ちょっとした国内旅行くらいなら誰も咎める人はいません。また 積み立てている自立支援金はふだん自由に使えるお金ではありませんが、どうしても必要だと施設側が認め た時には、その一部を預金から引き出して本人に渡すことが出来るものとします(例えば慶弔費だとか盆と 正月の帰省費だとか)。もしも積立金が不足する場合には、一時的に施設がお金を貸す仕組みも用意しまし ょう。このへんは管理人の恣意に任されるのではなく、明確なガイドラインとしてまとめておきます。なに しろ不特定多数の人々がここで暮らしを共にするのですから、規則はきちんとしておく必要があります。規 則と言っても、役人的発想で「あれもダメこれもダメ」というようなものであってはいけない、入居する人 と入居する可能性のある人(つまりすべての国民)が納得出来るものでなければなりません。すなわち、こ こでの規則というのは、憲法の定める「最低限の健康で文化的な生活」を具体的に規定したものでなければ ならないということです。

### 【5】人生の停車駅

現在の生活保護制度から新しい制度への移行方法についても少し考えておきましょう。この新しい社会保障制度は、いわば壮大な歴史的実験ですから、いきなり全国に1万棟の住宅を建設するというのは無謀過ぎます。先行するモデル地区を選んで、小さな規模で始めるのが現実的でしょう。そこでの試行錯誤や改良を経て、徐々に全国に展開して行けばいい訳です。(例えば生活保護受給率が全国で最も高い大阪から始めるのはどうでしょう? 現在、政治力のある強力な首長が君臨している土地でもありますし。) 当然、移行期には従来の生活保護制度と新しい共同住宅制度が並立することになりますが、そのことは別に問題ではありません。現行の生活保護受給者から、希望者を募って優先的に入居させればいいだけのことだからです。(入居希望者は間違いなく集まると思います。生活保護を受けている人のなかには、お金だけを貰って仕事をしていないことを心苦しく感じている人たちも多い筈だからです。) 先行して運営を始める施設のなかでは、さまざまな問題が発生するでしょうし、それを解決することでさまざまなノウハウがたまるでしょう。そのノウハウこそが、次世代の健全なコミュニティ社会を築くための知恵の一部になるものだと私は考えているのです。

ここまでの考察で、この共同住宅のことを、なにか理想的なユートピアのようなものとして描き過ぎてしまったかも知れません。しかし、もちろんここは貧乏人のユートピアなどではありません。例えば私の予想では、全国の共同住宅で毎年20件くらいの「殺人事件」が起こる可能性があります。これは驚くべきことではありません。日本は殺人事件の少ない国だとは言え、毎年千件以上はコンスタントにそれが発生しているのです。人口比にして10万人当たり1件程度です。ということは、200万人が暮らす共同住宅で20件程度の殺人事件が起こることはむしろ当然のことだと考えられるのです。ところが、いったんそのような事件が発生すると、マスコミや評論家といった連中が騒ぎ立てて、新制度への世間の風当たりが強くなる。施設建築反対の住民運動も起こるでしょう。この誤解は忍耐強く解いて行くしかありません。共同住宅が決して危険な場所でも迷惑施設でもないことを自ら証明して行くしかないのです。貧しさに虐げられて来た人たちが、たまたまひとつ屋根の下に集められて共同生活を送っている訳ですから、人間関係に由来するトラブルだって起こらない訳がない。ただ、それを最小限に食い止めるための工夫をすることが重要です。世帯ごとに個室を割り当てているのもそのためですし、施設内での仕事を強制しないのもそのためです。もしも殺人事件や傷害事件の発生率が、世間一般のレベルと同等かそれ以下に抑えられるなら、共同住宅が危険なところであるといった誤解も自然に解ける筈です。

殺人事件と言えば、過去に犯罪歴のある人だってここには入って来ます。現在でも、刑務所を出所した人が生活保護を受けながらひっそり暮らしているという例はたくさんあると思います。共同住宅制度が始まってからは、彼らもここで入居者の一員として暮らすことになる訳です。そのことに心理的な抵抗を感じないようにするのは難しいことですが、これは乗り越えなければならないハードルです。貧しい人たちの共同住宅というコンセプトを実現するに当たって、大きな障害となって立ちはだかる問題があります。それは経済的な問題でもなければ、政治的な問題でもない、人の心の「偏見」という問題です。入居者に対する世間の偏見、さらには入居者同士のあいだにもある偏見。逆に言えば、それさえ克服することが出来れば(あるいは少なくともそれを無害な程度に薄めることが出来れば)、この制度は成功したも同然だし、この施設は少しだけユートピアのようなものに近づくのです。過去に犯罪歴のある人について言えば、希望の持てる観測

もあります。日本では犯罪を犯した人の再犯率の高さが問題になっています。これは刑務所から出た人がなかなか再就職出来ず、生活に行き詰まって再び犯罪に走ってしまうという悪循環があるからです。入居者に仕事を与えることの出来る共同住宅なら、その悪循環を断ち切れる可能性があります。もちろん出所者のなかには明らかに反社会的な性格を持った人もいるでしょうし、そういう人を無制限に受け入れることで他の入居者を危険にさらす訳にはいきません。ここは生活に行き詰まった人たちの更生施設ではあっても、矯正施設ではないのです。犯罪的な傾向を持った人の矯正または教育といったことは、生活保障制度とは別の枠組で考えるべきことです。

貧困問題と並んで、深刻化が懸念されているものに「引きこもり」の問題があります。現在、日本には70 万人もの引きこもりの人たちがいて、その数が年々増加しているだけでなく、高年齢化が進んでいるという 実態があるそうです。引きこもり期間は長くなれば長くなるほど、社会復帰が難しくなりますから、これは 対策が急がれる問題です。いまは親の家に同居していて、経済的な困難には直面していない人たちが、親が 亡くなった後にどうなるか? 私は以前から、共同住宅は引きこもりの人たちの社会復帰の訓練の場として もふさわしいのではないかと考えて来ました。一般的に自分の部屋に引きこもっている人たちは、凶暴な反 社会的な性格の人であるより、むしろ真面目で心の優しい人が多いのではないかと思います(私の印象では)。 つまり、施設としては比較的受け入れやすいタイプの人が多いのではないかと思われるのです。もしも、長 年引きこもりを続けて来た人が施設に入居して来て、そのまま居室に引きこもってしまっても構いません。 そういう方のためには、食事は折り詰めにして、日に三度、そっと部屋に差し入れてあげるようにしましょ う。そうすればいつかは一緒に食堂で食べられる日が来るかも知れない。仕事をしたいという気持ちになっ たら、まずは簡単な短時間の仕事から始めればいいでしょう。ここには厳しいノルマもありません。親がそ れなりに裕福だと、ここへの入居資格が無いのでは?という疑問があるかも知れませんが、入居のための審 査は本人の収入や資産を見るだけですから、多くの場合、問題は無いと思います。また、いきなり施設に入 居することが難しいようなら、自宅からここに通ってもらっても結構です。居室を用意する必要もなく、安 い賃金で働いてくれるなんて、むしろ施設にとってはありがたい存在です。(これを「サポーター制度」と 呼ぶことにしましょう。)

地域社会との信頼関係を築くことも、安定した施設の運営には欠かせない課題です。街の美化運動に協力したり、小学生の登下校の見守りをしたり、役場が主催するイベントに協力したり、やれることはいくらでもあります。またボランティアの奉仕活動だけでなく、地域で新たにビジネスを開拓するのもいいですね。例えばいま全国いたるところに耕作放棄地がありますから、施設でそれを借り受けて農業を始めるのはどうでしょう。採れた農作物は施設で食材として消費するだけでなく、地域の直売所などで売ることも出来ます。後継者のいない農家にとっては願ったり叶ったりの話です。入居者のなかからは、農業で自立する人も出てくるかも知れません。また施設内の介護の仕事を通して資格を取った人は、地域の福祉サービス提供事業者に介護へルパーとして登録して、地域のお年寄りや身体の不自由な方のところに訪問介護に行くことが出来ます。それは自分自身の経済的自立のためにもなるし、地域の福祉向上にも役立つことです。また施設内の託児所を一般にも解放して、地域の子供を預かれるようにすれば、それもビジネスとして成り立つかも知れません。いまは核家族化と少子化で、若いお母さんたちはひとりで育児に悩んでいる。ここには子育ての先輩たちもたくさんいますから、気軽に相談に来てもらってもいいのです。託児室は地域の若いお母さんたちのサロンのような場所になるかも知れません。——おや、またユートピアンの夢想癖が出てしまいましたね。

しかし、実のところ、こうした前向きなユートピア志向こそが、健全なコミュニティの形成には必要不可欠ではないかとも思うのです。地域の人たちから、共同住宅が出来たことで街が明るくなったね、そう思ってもらえるくらいでないと、この制度は成功したとは言えない。

私がこの生活保障のための共同住宅について書くのは、もう何度目のことでしょう? その都度思ってい たことがあります。それはこの共同住宅にふさわしい、親しみやすいネーミングは無いものかということで した。この制度を成功させるためには、まず世間の偏見を取り除くことが重要であり、そのためにはイメー ジ戦略もおろそかに出来ません。ここ10年か20年くらいのあいだに全国に普及したものに「道の駅」という のがあります。私はクルマに乗らないので、その恩恵に浴する機会はほとんどないのですが、かねてこれは 秀逸なネーミングだと感心していました。どこかの企業がマーケティング戦略で仕掛けたものではない、純 粋にネーミングとコンセプトが受けて全国に広がったものと思われます。今回、これをもじって、「人の駅」 というネーミングを思い付きました。(道の駅と同じく『人の駅 ○○○』というように後ろに地名を付け て、その施設の地域性や特色を表すようにします。) 高速道路にサービスエリアがあるように、一般道に もドライバーが気軽に立ち寄れる休憩所のようなものがあってもいいのではないか、これがたぶん「道の駅」 の基本コンセプトだと思いますが、同じように私たちの人生のなかにも、疲れた時や行き詰まった時に気軽 に立ち寄れる休憩所があってもいいのではないか、それが「人の駅」の基本コンセプトです。つまり、人生 の停車駅。自己責任だとか成果主義だとかいうコトバが声高に叫ばれる昨今、私たちの人生のなかで一番欠 けているものがそれです。「人の駅」というのは、特別な人たちを収容するための閉じた場所ではありませ ん、多くの人たちが行き交う開いた場所です。ある人にとっては次の旅に出るための乗り継ぎ駅であり、ま たある人にとってはここが旅の終着駅になるかも知れない。人生のどのような行路にある人でもここでは歓 迎されます。何故なら、それが駅というものだからです。